

車いすを貸出します！

総社市に居住されている方で、在宅の障がいや病気のために、一時的に車いすが必要な方に貸出します

●対象者

- ・市内に居住されている方で在宅の障がい者及び在宅で療養されている方
- ・けがや病気で緊急・一時的に車いすが必要な方
- ・その他、総社市社会福祉協議会会長が認めた場合

●利用期間

1カ月(原則として更新できません)

●利用料

500円

※利用中の破損等は、すべて利用者の責任において修復することとし、事故、盗難等が発生した場合、利用者が一切の責任を負うものとします。

※利用者の事情により運搬が困難で、搬入搬出をご希望される場合は、片道500円負担いただきます。
搬入搬出は、月曜日～金曜日の9:00～17:00(祝日不可)のみ対応します。

●貸出手続

印鑑をご持参のうえ事業所に備え付けの申込用紙にてお申込みください。

※在庫の状況により貸出日時や種類にご希望がとえない場合もあります。

お問い合わせ・申込

○社会福祉法人 総社市社会福祉協議会

総社市清音軽部 1135 清音福祉センター内

TEL (0866)92-8565

FAX (0866)93-7752

月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日不可)

※介護保険制度で利用できる方(認定が出ている方)については介護保険が優先になります。急に必要になった方に「一人でも多く」「短期間でお貸しする」という本会の車いす貸し出しの趣旨をご理解ください。



地域での福祉活動やボランティア活動で車いすの貸し出しを希望される方は
社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
地域福祉係 TEL(0866)92-8552 までお問い合わせください